

韓国の電子政府について

2010年2月18日



NPO法人 東アジア国際ビジネス支援センター
事務局長 安達 和夫
(adachi@eabus.org)

韓国電子政府構築の背景



- 1997年から1998年にかけての経済危機を契機に、世界最高水準のIT社会の構築と産業育成を国家戦略として推進。
- 1997年12月の大統領選挙で経済危機打開の期待を担い金大中氏が選出されたことが韓国のIT戦略が強力に推し進められる上で重要な契機となった。

金大中候補の経済政策の公約

- ①世界5強経済への進入基盤調整
- ②技術開発と世界産業育成
- ③大企業と中小企業の均衡発展
- ④情報化主導による国家建設
- ⑤農漁村競争力強化

情報化政策に関する金大中氏の見解

- 経済危機克服の最も重要な戦略の一つが情報化である
 - 21世紀基幹産業である情報化産業の育成が重要
 - 今後の情報化時代には情報化運動が社会を牽引するべきである
 - ①情報インフラ拡大構築
 - ②情報通信産業を国家戦略産業として育成
 - ③国家ネットワークシステムの構築
- (1997年9月20日世界日報のインタビュー記事より)

2000年：電子政府11大課題を発表（金大中政権）

- －G4C／G2B／G2Gの本格的な推進
- －住民・不動産・自動車・税金・調達等の電子化

2001年：電子政府法、電子署名法の施行

- －電子文書の使用と電子的処理を義務化
- －情報化責任官(CIO)の設置と権限の規定

2003年～2007年：u-Korea戦略発表（盧武鉉政権）

- －国民所得2万ドル達成
- －国家競争力の確保
- －ITを活用した生産性の向上
- －知能基盤社会の実現
- －個人情報保護とデジタルデバイドの解消

- 政府内の業務処理方式の革新
 - 国民に対する行政サービスの革新
 - 情報資源管理の統合
 - 政府の効率性
- ⇒透明な行政、効率的な行政、参加する行政

2008年～2013年：次世代電子政府構築計画策定（李明博政権）

- －My Govの提供（プッシュ型行政サービスの充実）
- －行政情報共同利用の拡大（70種類）
- －システムによる政府革新の加速化
- －持続可能な電子政府発展基盤構築
- －成果管理体制の強化
- －グローバルリーダーシップの強化

- 2012年まで電子政府活用率を90%へ（2007年：60%）
- 世界電子政府水準を2007年5位から3位へ
- UNの電子政府発展モデルの第5段階（Seamless Gov.）に当たる46の重点課題を推進

民願処理オンライン公開システム（Open System）

- Open System (The Online Procedures Enhancement for Civil Applications)は、1999年4月よりソウル特別市で運用が開始され、2000年以降全ての中央官庁と地方公共団体に導入された。
- 市民がインターネット経由で行政サービス申請とその処理状況が確認できる仕組みを提供
- Open Systemは、行政内の腐敗防止を目的に構築された。
市民からは行政の透明化と双方向行政の象徴と歓迎され、政府に対する信頼性向上とともに電子申請の有用性をアピールすることに大きく貢献した。

画面イメージ

導入の目的

- ①行政の透明化を図り行政内部の腐敗を防止
- ②行政の効率性と市民中心サービスの実現
- ③市民の行政へのアクセシビリティの向上
- ④市民中心の電子政府の構築

導入効果 (2001年)

- ✓腐敗の減少
住宅・建築分野：29.8%
建築分野：17%、都市計画分野：9.9%
- ✓行政業務の処理速度の向上
工場の設立申請：17%
屋外広告の許認可：28%
- ✓行政への信頼性、透明性の確保
- ✓電子政府普及の起爆剤につながった

業務内容：建築許可及び審議 事業名：新築別 54-30 集合住宅新築			
決裁の状況	決裁権者	決裁日	決裁入力日時
	担当	2003/03/06	2003/03/07 14:25
決裁の状況	-申請日時:20030305 -土地の位置: -土地の面積:208 -主たる用途:集合住宅 -建坪率:59.33 -容積率:177.588 1. 建築許可申請種類:新築(○)、増築(),その他() 2. 申請内容:階数3/0、延面積 370.20、用途 集合住宅 地域:一般住宅地域 地区:高度地区 総駐車台数: 台(屋外 台、屋内 台) 3. 案内事項 建築許可処理期限は2003年4月9日でありませんが、 現場の確認・関連法律の検討及び関連部局との協議の上で 特別の理由がなければ、期限以内に建築許可を処理いたします。		
処理部署	冠岳区 都市管理局 建築課	電話番号	880-3883
担当者	李 主君	担当者E-mail	cdinkyw@gwanakgu.seoul.kr
最初入力日時	2003/03/07 14:25	最終修正日時	2003/03/07 14/25

- 国家財政情報システムは、中央政府の予算編成、予算執行、資金管理、国有財産・物品管理、債券・債務管理、会計決算、成果管理などの財政活動の全てのプロセスで生成される情報を一元的に処理・管理するシステムである。2007年にサービスを開始した。
- このシステムを導入したことで、財政をリアルタイムで管理することができ、韓国政府の財政革新につながった。
- 予算執行の実態と成果をインターネットを通じて国民に公開することで、政府の透明性と国民の政治参加意識を高める狙いもある

導入の効果

- ✓予算・財政の透明化と財政の無駄遣いの削減
- ✓財政関連の合理的な政策決定が可能
- ✓国家事業の推進状況、成果のモニタリングによる費用対コストの見える化、無駄の削減、節税への貢献
- ✓予算規模、執行実績、成果評価の国民への公開
⇒国民の財政監視・参加の促進
- ✓国会での予算審議が容易になる
- ✓各省庁での運用計画、予算編成、財務執行が効率化
- ✓財政当局の分析予測能力が高まる
⇒財政危機に対する迅速な対応



Home Taxサービス(電子納税申告システム)

- Home Taxサービスにログインすると、個人の年間の給与所得や金融所得、医療費、教育費などが記載された情報が表示され、修正箇所を入力することで電子納税申告が完了する。
- 税収が確実に捕捉可能となるとともに、社会全体における税の透明化が実現した。

국세청 | 연말정산간소화서비스 | 로그인 | 마이페이지 | 소득공제자료조회 | 소득공제자료제공 | 납세자코너

로그인 | 마이페이지 | 소득공제자료조회 | 소득공제자료제공 | 납세자코너

HOME > 근로소득자 소득공제조회

귀속연도: 2009년 | 성명: 고 | 주민등록번호: 1***** | 조회한 항목 한번에 인쇄하기

보험료	의료비	교육비	크레딧	現金領収書	退職年金
5,333,830	761,256	625,450	44,986,914	4,533,395	0

소기업·사업자控除	住宅控除	住宅積立金控除	株式型貯金	寄付金
0	0	0	0	100,000

의료비 공제내역

원자	사업자번호	성명	연간 납입금액	인정 한도금액
☒	104-90-99150	사람담은 내과의원	3,500	
☒	123-19-55343	명촌성신약국	32,070	
☒	123-23-33012	삼화약국	5,300	
☒	123-91-56896	안양오케이치과의원	64,300	
☒	123-96-05368	살림한의원	206,900	
☒	126-02-08064	백화점약국	2,500	
☒	129-90-30072	미래이비인후과	9,500	
☒	138-82-02667	(학) 일송학원한림대성	85,930	
☒	138-90-49390	굿모닝내과의원	18,500	
☒	138-96-02382	조은피부과의원	6,500	
☒	206-02-93284	하나약국	13,900	
			454,600	

공제내역: 근로자 본인 및 부양가족(연령 요건 및 소득금액 제한 없음)을 위하여 실제 지출한 의료비부담액 중 근로자 총급여액의 3%를 초과한 금액

※ 사내근로복지기금, 보험회사로부터 수령한 보험금, 국민건강보험공단에서 지급한 보험금 등으로 지출한 의료비는 공제 불가

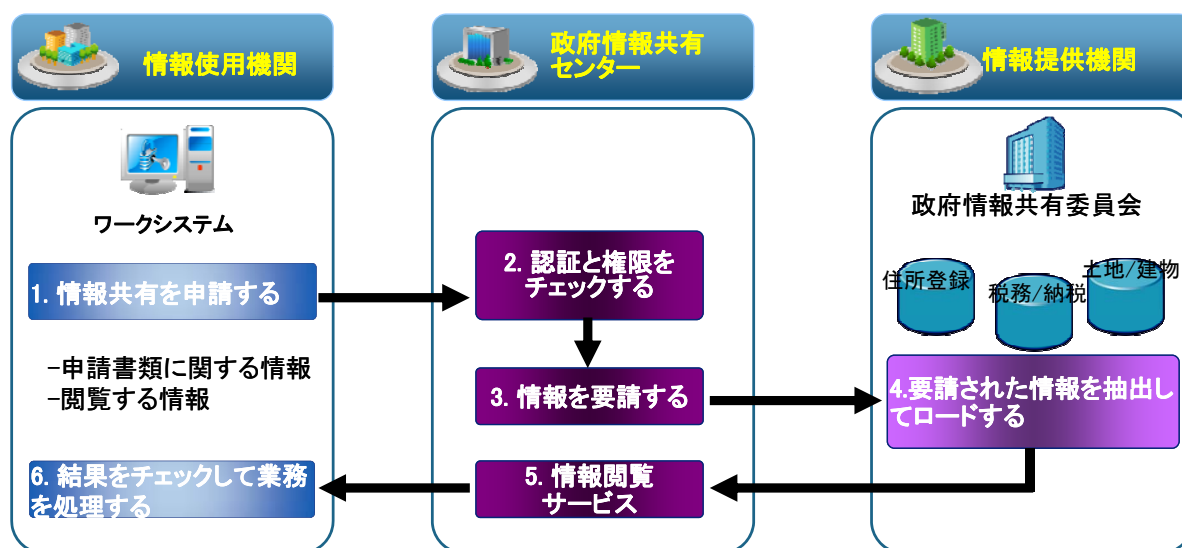
공제한도

구분	본인·장애인·만 65세 이상	그외 부양가족
공제 한도액	한도 제한 없음	700만원

의료비

구분	의료비 공제금액
① < 총급여액 3%	(①) - (총급여액 3% - ①)

- 市民に対する書類発給事務を削減することを目的に、行政情報の共同利用を実施。
- 行政、公共、金融分野に対する申請に関して、行政情報共同利用センターに必要な情報を問い合わせることで、添付書類に相当する情報をバックオフィスで確認することで、4,600種類の申請者の添付書類を削減した。



行政情報共同利用対象情報: 70種類 (2007年で42種類) ⇒ 年間2億9千万件の文書発行の節約を目指す

行政情報共有化施策の効果

行政情報共有は、1年間に1兆8,000億ウォン(約19億米ドル)の社会的コストを削減

1 申請書類発行の負担を軽減する。

- ローン申請書類の作成(5種類以上の書類が必要): 1~5日 ⇒ 即時
- 許可・承認のための書類の作成(2~7種類の書類が必要): 3~10日 ⇒ 即時
- パスポート申請のための書類: 申請書と写真のオンライン送付のみで完了



改善後の書類とコストの削減

1 申請書類の配布削減によるコスト削減効果: 1兆7743億ウォン

- 市民の経済的コスト削減: 1兆6481億ウォン
- 政府部門、公共部門および金融部門のコスト削減: 1262億ウォン



2 紙の証明書の発行削減によるコスト削減効果: 290億ウォン

- 申請書類2億9000万枚を削減した
(⇒ 書類発行のための運用コストの削減)



1. 明確なビジョンと目標の設定

● 31大重点計画(2003年～2007年)

- 市民サービスのイノベーション(14)：市民サービスの前進、市民の電子参加の拡大など
- 政府のイノベーション(11)：サービス中心のワークシステムへの再設計、政府情報共有の拡大、書類プロセス全体のコンピュータ化など
- 電子政府の基礎の確立(5)：情報リソースの統合と標準化、情報保護システムの強化など
- 法律の準備(1)：電子政府の起動と安定化のための法律の準備

2003～2007年に約1兆1170億ウォン(約11億7500万米ドル)を投資



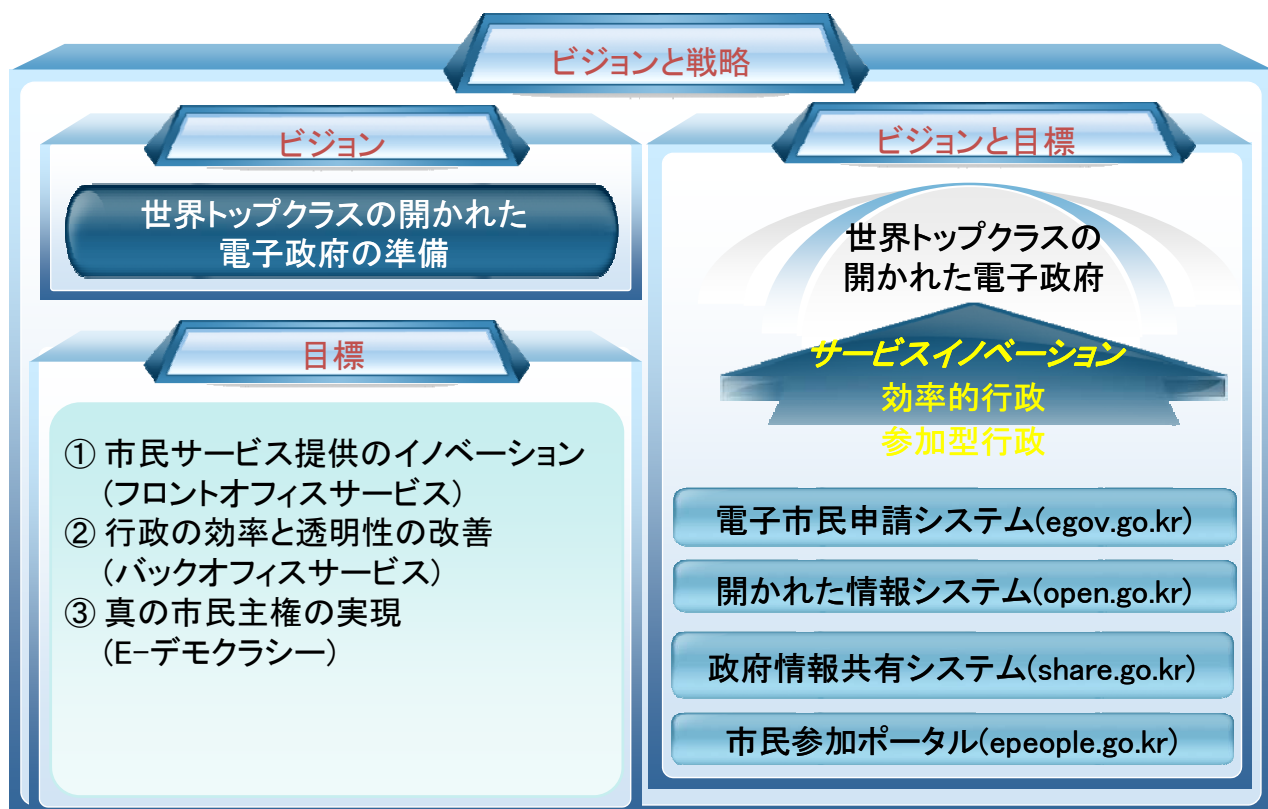
2. 電子政府法が存在

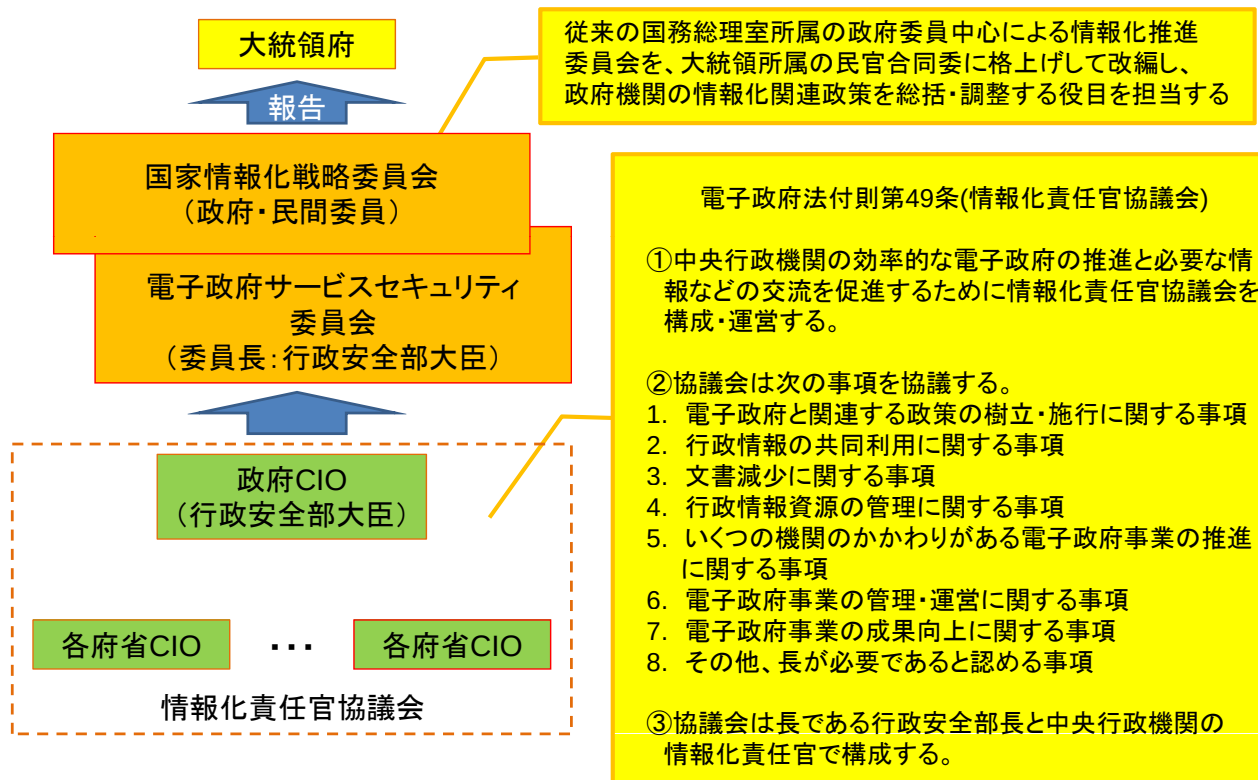
- 行政文書は電子化文書を前提とする(第8条、第16条、第33条)
- 手続きのオンライン化に向けて法令措置を含めた環境整備を要求(第34条、第37条)
- 行政情報は共同利用することが原則であることを明記(第11条)
- システムの重複投資の禁止と標準化の推進(第13条、第25条)
- 電子政府成果の評価と公開の義務化(第46条)
- 情報化責任官協議会の設置と役割を明記(付則第49条)

3. 国民番号制度と電子署名

- 韓国のITを支える社会基盤として機能

電子政府のビジョンと目標

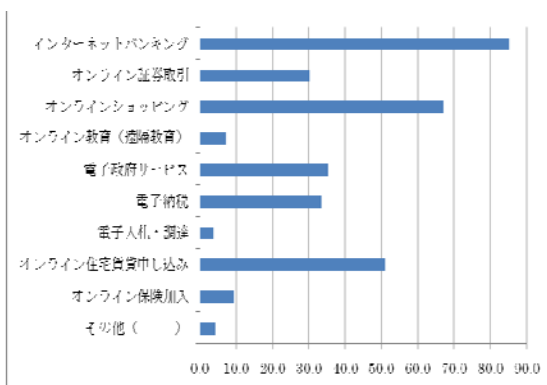




国民番号制度と電子署名

- 韓国の国民番号は「住民登録番号」をベースとしている。
(生年月日、性別、出身地、届出順位からなる13ケタの番号体系)
- IT化を契機に、従来国民統制色が強かった番号制度は、個人証明のための社会インフラに変貌。
(インターネットバンキング、オンラインショッピング、電子政府サービス等々)
- 2001年電子政府法と同時に電子署名法が制定され、銀行・証券取引での電子署名が義務化されたことで電子証明書発行枚数が激増した。
- 政府認証基盤(GPKI)と民間認証基盤(NPKI)は相互認証がなされており、5つの民間認証局が発行する証明書は、行政サービスでも利用が可能になっている。

韓国における電子署名の利用場面



国民番号統一による公的サービスへの期待

公的サービス分野	韓国	日本
ワンストップ行政手続き	82%	85%
プッシュ型行政サービス	79%	80%
救急医療や災害時への適用	69%	84%
医療・検診情報の共有	57%	77%
子供の所在確認、緊急通報	69%	63%
税申告時の収入・控除情報の収集	67%	37%
健康保険・年金・介護証明の一本化	62%	77%

2009年6月「社会基盤としての国民IDに関する意識調査」(EABuS)より

- 電子化文書を前提としている
 - 第8条…行政機関の主要業務は電子化を原則とし、電子的処理が可能な業務は電子的に処理される
 - 第16条…行政機関の文書は電子文書を基本として作成・発送・受付・保管・保存及び活用される
 - 第33条…行政機関への申請事項は、地方自治体を含む関係法令に関わらず電子文書で申請可能
申請の処理結果は、本人が希望、又は電子文書で申請等をしたときは、電子公文書で通知する
- 行政へ出向かずに申請可能な環境を提供
 - 第34条…行政機関は、民願者が当該機関を直接訪問しなくても民願業務を処理することができるように関係法令の改善、必要な施設及びシステムの構築等諸般措置を準備する
 - 第37条…行政機関は、国民生活と関連した行政情報等をインターネットに掲載する方法で国民に提供する
- 電子署名による電子文書の送受信が原則
 - 第18条…個人、法人又は団体が本人であることを確認する必要がある電子文書を行政機関に送信する場合
には、電子署名により本人であることを確認する
- 行政情報を共同利用することが原則
 - 第11条…行政機関は、収集・保有している行政情報を他の行政機関と共同利用しなければならない、他の行政機関から行政情報を提供を受けることができる場合には、同一内容の情報を別に収集しない
- 重複投資の禁止と標準化の推進
 - 第13条…行政機関がソフトウェアを開発する場合には、重複開発とならないような措置を採らねばならない
 - 第25条…電子公文書、行政コード及び行政機関において共通的に使用される行政業務用コンピュータ等の標準化のために必要な措置を採る
- 電子政府成果の評価と公開の義務化
 - 第46条…中央事務管掌機関の長は、各行政機関が推進した電子政府事業を総合評価し、その結果を情報化推進委員会及び国会に提出